

原発危機



福島第1原発事故の5ヶ月後、福島県内の幼稚園で行われた除染作業。この時点では、除染の対応を定めた法律は存在しなかった=2011年8月10日、福島県南相馬市

環境中に放出された放射性物質による健康、生活環境への影響を減らすことを目的に、2011年8月26日に成立した。環境相が汚染対処の基本方針や基準などを策定する。国と電力会社に「必要な措置を実施する」責務が、自治体には「国の施策に協

放射性物質汚染対処特措法

力する」責務があると定めた。施行から3年後には見直す規定も盛られている。福島第1原発事故が発生した11年3月11日時点では、環境中の放射性物質への対応を定めた法律は存在せず、所管する行政組織も決まっていなかった。

民・公明3党による議員立法で放射性物質汚染対処特別措置法案を作成した。法案は震災から半年近くたつた8月下旬に成立。問題が浮上してから数ヶ月でのスピード対応だった。だが、法の未整備という過去のツケを払うための突貫工事でもあつた

のかという議論は前から国会でもあつたが、ずっと軽視されてきた。特措法成立に環

境副大臣として関わった近藤昭一(54)は悔やむ。

南川も2001年の省庁再

編前に議論されたことを明かす。「環境省で放射能汚染対

応を担おうという話はあつた。

放射能汚染の想定なし

3月の東京電力福島第1原発事故時だけでなく、その後の対応にも影を落としている。

「放射性物質の除染に関する法整備がないことに気付いた。驚くべきことだった」。民主党原発事故収束対策プロジェクトチーム座長で元国家戦略相・荒井聰(66)は事故後党内で除染について議論した際の衝撃を覚えている。

環境基本法には、こう書かれていた。「放射性物質による大気汚染、水質汚濁、土壤汚染の防止のための措置につ

いては、原子力基本法その他の関係法律で定める」一方、原子力関連の法律は、放射性物質を扱う施設内での対応は定めていたが、施設外備を怠ってきたのが、昨年

においては、原子力基本法その他関係法律で定める」の関係法律で定める」一方、原子力関連の法律は、放射性物質を扱う施設内での対応は定めていたが、施設外備を怠ってきたのが、昨年

についての定めがなかった。

環境省も事故後、同じ問題に直面していた。津波によつて大量に発生した災害廃棄物の処理に取り組む中で、放射性物質で汚染されているものを処理するための法体系がないという壁に突き当たった。

「廃棄物である以上は環境省がやらないと誰もやらない。だが、従来の法体系では処理できない。かなり悩んだ」。事務次官の南川秀樹(62)

は思い起こす。原発事故被災地の復興に際して初めて明らかになったことも欠かせない。共通の問題意識を持つた与党・民主党と環境省が中心となり、民主・自

由川は強調する。「今回の法律はあくまでも福島事故対応。今後のあらゆる事故、放

射能汚染に対応する一般法を

つくらなければならぬ」

ただ、この問題は福島事故

で初めて明らかになつたこと

ではない。

自然災害と原子力災害との複合災害への備えも、不十分

だった。07年7月16日に東電

柏崎刈羽原発が被災した中越

沖地震はその警鐘とも言えた

が、生かされることはなかつた。

国は本県の求めに応じて複合災害対応を検討した。しかし、「起てる可能性は極めて低い」との従来の考えに固執したことと影響し、対策整備には至らなかつた。国会事故調査委員会は報告書で、国の姿勢を「早期の見直し実現の障害となつた」と批判した。

5年前に起きた中越沖地震が発した警告が、現実のものとなつた福島事故。国の行き過ぎた原子力推進政策にゆがめられた規制をたださない限り、再発防止にはつながらない。本県が求めた原子力規制委員会設置などを盛り込んだ規制改革関連法の成立は、その一步にすぎない。

(敬称略)
=おわり=